

遊 漁 規 則

浦川非出資漁業協同組合

浦川非出資漁業協同組合

内共第28号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この組合は、浦川非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第28号第5種共同漁業権に係る(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまご、おいかわ、うぐい)の採捕(以下「遊漁」という。)について制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域で遊漁しようとする者は、予め第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(遊具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア魚種	イ漁業の方法	ウ規模等	エ区域	オ期間
あゆ	友釣	イカリ針1段4本以内 又はチラシ針2本以内 擬似おとり禁止 リール禁止	全区域	6月1日以降の日で組合が定め公示した日より12月31日まで
あまご	フライ釣	針1本	全区域	あまご 3月1日より 9月30日まで
	和式毛針釣 (通称テンカラ)	針1本		
おいかわ	流し毛針釣 (瀬釣)	針5本以内 リール禁止		おいかわ、うぐい 3月1日より 11月30日まで
うぐい	餌釣	針1本		
	ルアー釣	針2本以内		

(全長制限)

第4条 前の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア. 魚 種	ウ. 大きさ(全長)
あ ゆ	10cm以下
あ ま ご	12cm以下
おいかわ	7cm以下
う ぐ い	10cm以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合釣大会等を開催するため一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2. 組合は前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
3. 第5条にもとづく大会遊漁料は、その大会の開催内容にもとづき、理事会に於いてそのつど定める。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定め、SNSにて公示する場所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に1,000円を附加した額とする。

魚 種	区 域	漁 具、漁 法	遊 漁 料	
			1日	1年
あ ゆ	全区域	友釣に限る	解禁日から 10月15日まで 2,000円	
あまご おいかわ うぐい	全区域	第3条にて指定 した漁法	500円	2,500円

2. 前項の規定にかかわらず、18歳以下の遊漁料は無料とする。
3. 第5条にもとづく大会遊漁料は、その大会の開催内容にもとづき、理事会に於いてそのつど定める。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認を受けた者の氏名、住所(あまご、おいかわ、うぐいの一年券のみ)
- (2)承認期間
- (3)魚種
- (4)漁具、漁法
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2. 遊漁証の交付は、第6条に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
3. 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行う事ができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間
- (3)注意事項
- (4)発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は、令和6年1月1日から施行する。